

## 経費の支出参考資料

経費の支出にあたり購入する物品が経費の対象①～⑧の何れかに該当するかご確認をお願いします。（該当しないと判断された物品の経費については、お支払ができない場合もありますのでご了承ください。）

食育推進事業助成金による助成する経費の対象は、①会場借上料／②講師謝金／③旅費／④通信運搬費／⑤資料作成費／⑥消耗事務用費／⑦材料費（その他）／⑧材料費（食材費）とします。

### ①会場借上料について

料理教室や講演会等を実施する際の会場を借り上げるための経費です。

### ②講師謝金について

料理教室や講演会等を実施する際の講師に支払うための経費です。その額については、講習・講演内容等に見合った適切な額を設定してください。

※講師謝金については、事業実施に伴う協力者へのお礼としては対象とはなりません。

### ③旅費について

主に料理教室や講演会等の講師の会場までの交通費です。

### ④通信運搬費について

当該事業を実施するために必要な電話代や切手代及び宅急便等を使っての物の輸送をするための経費です。

### ⑤資料作成費について

当該事業実施するために必要な資料を作成するための経費です。また、印刷業者に委託する場合も当該経費となります。

### ⑥消耗事務用費について

当該食育事業を実施するにあたり必要とされる消耗品やペン・消しゴムなどの事務用品を購入するための経費です。

例1) 当該事業を実施する際の参加者へ配布する資料の用紙代やインク代

例2) 料理教室等で使用する料理に必要なふきん・ポリ袋・キッチンペーパー・紙皿などの消耗品代

例3) 料理コンテスト等を実施した際の表彰状代や参加賞代

※例2、例3は調理器具等、事業終了後も残るものは対象となりません。

### ⑦材料費（その他）について

基本的に⑧材料費（食材費）以外のものの経費で満額の助成となります。

例1) 味噌づくりや梅干作り教室で使用する大豆・梅・塩などの材料代

例2) 菜園で使用する種・苗・腐葉土や肥料代

### ⑧材料費（食材費）について

主に料理教室や講演会等の事業を実施する際の食材や調味料等を購入した場合の経費で、その額の50%を助成となります。

例1) 料理教室で使用する野菜、果物、肉、魚類等